

## 2024 年合同ウェビナー（無料）

## 日本・ドイツ・英国－解雇の基本原則比較

日付： 2024 年 7 月 2 日火曜日

時間： 日本時間午後 5 時～6 時 / ドイツ時間午前 10 時～11 時 / 英国時間午前 9 時～10 時

登録： [こちら](#)からご登録ください

言語： 日本語

講演者： 川田 由貴－日本法弁護士 / シニアアソシエイト / 北浜法律事務所

金子 浩永－ドイツ法弁護士 / パートナー / Heuking Kühn Lüer Wojtek

三富 博子－英国法弁護士 / 代表取締役 / 3CS Corporate Solicitors

**日本・ドイツ・英国－解雇の基本原則比較**

北浜法律事務所・Heuking Kühn Lüer Wojtek・3CS Corporate Solicitors は、「解雇の基本原則比較」をテーマとした合同ウェビナーを開催いたします。今回の合同ウェビナーでは、日本・ドイツ・英国における解雇の基本原則を比較して取り上げます。

解雇は雇用主・従業員の双方にとって望ましいことではありませんが、海外進出して現地スタッフを雇用する、あるいは雇用を検討している企業にとって出口戦略とも言える解雇規制は抑えておくべき重要なポイントです。

雇用に関する法制度は国によって異なり、ある国では適法な対応が他国では違法となることもあります。とりわけ解雇は紛争が多い分野であり、ひとつの国を基準とするのではなく、進出先の各国における規制を理解することが求められます。

日本については北浜法律事務所・川田弁護士（日本法）が、ドイツについては Heuking Kühn Lüer Wojtek・金子弁護士（ドイツ法）が、英国については 3CS Corporate Solicitors・三富弁護士（英国法）が、それぞれ解説いたします。

本ウェブセミナーにおける主なポイントは以下の通りです。

- 解雇に関する相談事例
- 雇用契約終了の種類
- 解雇の基本ルール
- 違法な解雇の影響

本ウェビナーに参加を希望される場合、2024 年 6 月 21 日（金）までに[登録フォーム](#)よりお申し込みください。参加可能人数に限りがあるため、6 月 26 日（水）以降に担当者より改めて参加可否について連絡差し上げます。なお、申込期限までに参加人数に達した時点で受付を終了する可能性がある点、ご了承ください。

3CS Corporate Solicitors は、お客様の個人情報を共同で利用いたします。

共同利用する主体： ウェビナーを共催する法律事務所

共同利用の目的： ウェビナー・セミナーの運営（ご案内、お申し込みやお問い合わせの受付など）

共同利用する個人データの項目： 氏名、メールアドレス、所属先（会社名／学校名）、役職

個人情報の管理について責任を有する者： 事務所名 3CS Corporate Solicitors Limited

氏名 Thomas Miles

住所 60 Moorgate, London, EC2R 6EJ

Our Privacy Notice : <https://www.3cs london.com/ja/privacy-notice>

BOOK OUR FREE SEMINAR NOW!